

VII 呼吸器機能障害

【障害程度等級表】

1級	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

1 障害程度の認定について

- (1) 呼吸器の機能障害程度の認定は、指数（予測肺活量1秒率）、動脈血ガスおよび医師の臨床所見によって行います。
- (2) 基本的には、指数または動脈血ガスのいずれか低位の数値により認定しますが、指数、動脈血ガス O_2 分圧の数値と活動能力の程度、臨床所見等の間に極端な不均衡がある場合には、慎重に取扱います。
- (3) 呼吸機能障害の認定における活動能力の程度の分類※は、修正 MRC (Medical Research Council) に準拠しています。活動能力の低下が呼吸器機能障害のみによることを表現しているものではないことから、等級決定に直接結びつくものではありません。呼吸器機能検査成績と活動能力の程度との間に“著しい食い違い”がある場合で、活動能力の低下を説明する何らかの検査（例えば、6分間歩行検査時の酸素飽和度最低値の測定）で活動能力の低下を説明できれば、その結果を認定上の参考として用います。
- (4) 呼吸困難が強く指数の測定が不能という場合には、経過、現症、総合所見等から指数の測定が不能であることを十分に確認します。

【認定基準】

等級	動脈血ガス O_2 分圧	予測肺活量1秒率（指数）	活動能力の程度※
1級	50Torr以下	指数が20以下（呼吸障害のため指数の測定ができないもの）	オ 息切れがひどく家から出られない、あるいは衣服の着替えをする時にも息切れがある。（呼吸困難のため歩行がほとんどできないもの）
3級	50Torrを超え60Torr以下又はこれに準ずるもの	指数が20を超え30以下又はこれに準ずるもの	エ 平坦な道を約100m、あるいは数分歩くと息切れのために立ち止まる。
4級	60Torrを超え70Torr以下又はこれに準ずるもの	指数が30を超え40以下又はこれに準ずるもの	ウ 息切れがあるので、同年代の人より平坦な道を歩くのが遅い、あるいは平坦な道を自分のペースで歩いている時、息切れのために立ち止まることがある。 イ 平坦な道を早足で歩く、あるいは緩やかな上り坂を歩く時に息切れがある。

※ 活動能力の程度のイ～オは診断書・意見書様式の記号に対応しており、「ア 激しい運動をした時だけ息切れがある」方は非該当です。

2 留意事項

- (1) 動脈血ガス O_2 分圧と指数に不均衡がある場合は、指数の方が誤差を生じやすいことに配慮し、他のデータも活用した上で総合的に判断します。
- (2) 在宅酸素療法の実施や活動能力の程度のみによって認定することは適当ではありません。
- (3) 一次疾患が肺外にある場合でも、肺機能の障害が明確な肺の血流障害（肺血栓塞栓症や肺シャントなど）では、機能障害の永続性が医学的・客観的所見をもって証明でき、かつ、認定基準を満たすものは呼吸器機能障害として認定することができます。
- (4) 肺性心のように、呼吸器機能にも、心臓機能にも二次的に障害を生じている場合には、より重度の障害の程度を反映すると考えられる方の障害をもって認定します。なお、この場合呼

吸器機能障害又は心臓機能障害用のいずれか一方の診断書を用いることとし、それぞれの障害程度を評価して指数合算して認定することはできません。

- (5) 中枢性の呼吸器機能障害（原発性肺胞低換気機能障害、睡眠時無呼吸症候群など）で、低酸素血症が夜間のみ限定される場合は、永続的な低肺機能とは言えず、呼吸器機能障害として認定することはできません。
- (6) 認定基準に合致する低肺機能の状態が、1日の大半を占める場合は認定可能であり、特に人工呼吸器の常時の使用が必要な場合は1級として認定することができます。
- (7) 認定基準に示された数値は、安静時、通常の室内空気吸入時のものですが、等級判定上必要と考えられる場合は、さらに酸素吸入時あるいは運動直後の値なども参考にします。
- (8) 肺移植を行ったものは、抗免疫療法を必要とする期間は、1級として認定します。